

指定緊急避難場所と指定避難所の指定について（案）

1 指定緊急避難場所（新規） →改正災害対策基本法第 49 条の 4

異常な現象（地震・洪水・内水氾濫・崖崩れ・土石流・地滑り・高潮・津波・大規模火災・噴火に伴う火山現象）ごとに指定すること

案：すべての異常現象に対して町立小中学校（校庭）を指定する。

- ①上富小学校 ②三芳小学校 ③藤久保小学校 ④唐沢小学校
⑤竹間沢小学校 ⑥三芳中学校 ⑦三芳東中学校 ⑧藤久保中学校

基準：（すべて満たすこと／埼玉県地域防災計画より）

- ①切迫した状況で速やかに開設される管理体制であること（常時開放など）。
②他の法律等による危険区域や更なる災害発生の恐れがない区域に立地していること。
③耐震性構造を満たす安全構造であること。
④揺れによる危険な建築物・工作物等がないこと。

2 指定避難所（継続） →改正災害対策基本法第 49 条の 7

案：町立小中学校（体育館）を指定する。

- ①上富小学校 ②三芳小学校 ③藤久保小学校 ④唐沢小学校
⑤竹間沢小学校 ⑥三芳中学校 ⑦三芳東中学校 ⑧藤久保中学校

基準：（概ね満たすこと／埼玉県地域防災計画より）

- ①原則として行政区又は学区を単位としていること。
②耐震・耐火構造の公共建物（学校・公民館等）であり、非構造部材の耐震化対策など、安全性が確保されていること。
③余震等による 2 次災害の恐れがない場所、立地条件であること。
④速やかに開設でき、被災者の長期滞在に必要な面積（避難者数）を有すること。
⑤物資輸送のアクセスが容易（地域拠点性）な場所にあること。
⑥環境衛生上、問題がないこと。

※「指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる」（法第 49 条の 8）

※本案件は、防災会議決定後、速やかに公示、県知事報告等の所要の手続きの上、発効させることとしたい。